



第1章

計画の策定にあたって



計画の策定にあたって

1 この計画でめざすこと ～地域福祉とは～

「地域福祉」というと難しそうに聞こえますが、かつてどこにでも見られた隣近所とのつきあい、近所の誰かが困ったとき、何かあったときには互いに声を掛け合い、助け合う、そのような地域になることが「地域福祉」の目指すひとつの姿です。

福祉というと、高齢者や障害のある人、子供等、対象者が分野ごとにある種限定されることなくありません。それに対し地域福祉は、地域に住む誰もが福祉の担い手であり受け手となるような仕組みづくりを地域全体で考え、地域の中に存在する課題を共有し、地域全体で解決する仕組みを考えることです。

近年、私たちを取り巻く環境は大きく変容しています。少子高齢化・人口減少社会の進行や世帯の小規模化とともに、非正規雇用等の増加による生活困窮、子育てへの不安や児童虐待、不登校、社会からの孤立、平準化された既存サービスでは対応しきれない制度の狭間といわれる新たな課題（認知症をはじめとする介護負担やダブルケア[※]、8050問題[※]等）等、地域におけるさまざまな生活課題が多く発生しています。

高齢者、障害のある人、子供等、誰もが地域の中で安心して生き生きと暮らしていけるようにするためには今、何が求められているのでしょうか。

これは例えば、他人ごとになりがちな地域づくりを、地域住民一人ひとりが「我が事」として捉えていく仕組みづくりが重要であると考えられます。

さらに、地域の中での課題解決に取り組んでいくため、関係機関・団体、事業者、ボランティア等のつながりを深め、地域における活動の輪を広げていくことも、地域福祉の推進に向けて大切となってきます。

市においてはこのような活動を推進するための体制を整備していくことや、既存の制度だけでは対応しきれない複合化・複雑化した課題に対し、関係機関が協働[※]しながら縦割りではなく「横断的に」対応する、総合相談支援の体制を構築していく必要があります。

ダブルケア	育児と介護を同時に行う必要がある状況のこと。晩婚化・晩産化の影響で子育て世代の年齢が上昇する中、子の育児と親の介護を担うことを指すことが多い。
8050 問題	80 代前後の高齢の親が 50 代前後のひきこもりの子供の生活を支える問題。
協働	多様な主体同士が共通の目的に向かって、お互いに対等な立場で連携・協力すること。

2 地域福祉の役割分担

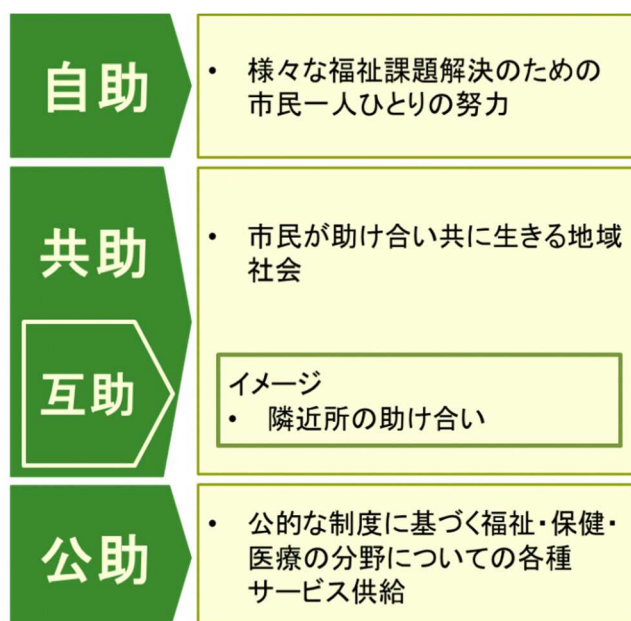
地域福祉の推進は、個人、地域社会、行政がそれぞれの役割を果たしながら連携・協力していくことによってはじめて可能になります。本計画では、それぞれの立場で努力し実現していくべきことを「地域福祉の役割分担」として「自助（地域に住む一人ひとりが努力すること）」、「共助（市民が助け合い共に生きる地域社会をつくること）」・互助（隣近所の助け合い等の相互扶助）」、「公助（行政が責任をもって行う福祉サービスの提供等）」の3つに区分して表記しています。

「共助」も「互助」も大きな観点で見れば、お互いがお互いを支えあっているという理念においては共通しており、両者には一体性があると考えられます。そのため、本計画では「共助・互助」として記載しています。

こうした考え方の中心にあるのは「個人」を大切にすることであり、何よりも先ず一人ひとりが地域の中で自立することを基本としながら、地域で自立した個人が相互に助け合う社会の構築を目指しています。

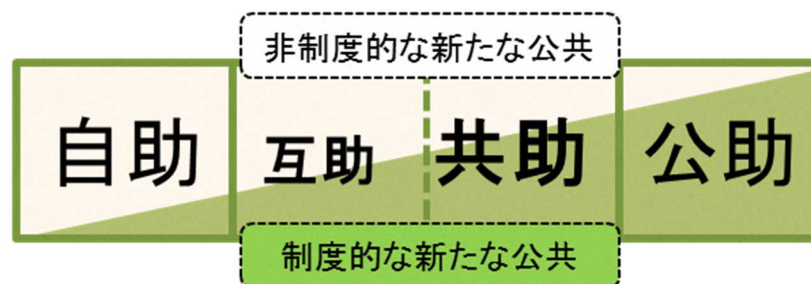
このような社会における行政の役割としては、必要な福祉サービスを提供するとともに、「自助」「共助・互助」が生まれやすい環境づくりを進めていくことが期待されています。

また、地域福祉においては、「自助」「共助・互助」「公助」が互いに良い影響を与え合い、地域社会の活性化に結びつくようなサイクル（循環）を創出できるような仕組みづくりを行うことも、行政の役割の一つです。



第3次船橋市地域福祉計画では、三つ葉のクローバーとハートをデザインしたシンボルマークを掲げ、「自助」、「共助・互助」、「公助」に市民一人ひとりの温かなハートが加わることによって「幸せ」のシンボルである四つ葉のクローバーにしていきたいとの願いを込めました。

第4次船橋市地域福祉計画においても、ボランティア活動やNPO※活動等、地域福祉の推進にとって不可欠な、住民参加型福祉である互助との関係を示しているこのシンボルマークを継承します。本市では、「自助」「共助・互助」「公助」のバランスをはかりながら地域福祉の活性化を考えています。



3 計画策定の趣旨と背景

(1) 社会的な現状・計画策定の趣旨

近年、東日本大震災を始めとした災害を経験したことで、地域の絆の大切さが再認識され、地域コミュニティ※を重視する意識が高まる等、日常からの顔の見える関係づくりが必要となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、外出や地域での活動が制限され、従来のさまざまな活動が停滞し、社会的な孤立感が高まる等、市民の生活に大きな影響を及ぼしました。このことは、社会とのつながりや人と会うことの大切さを意識するきっかけにもなりました。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、福祉制度によるサービスだけでなく、住民が暮らす地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け、助けられたりする相互の関係をつくっていくことが求められています。

国では、平成28年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、市民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源※が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。

さらに、このような国の方向付けの中で、地域包括ケアシステム※の強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、社会福祉法※が改正され、地域福祉計画が、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる福祉分野の「上位計画」として位置づけられました。(平成30年4月1日施行)

日本全体が人口減少社会を迎えたなかで、本市においても、高齢化が着実に進行している等、支援を必要とする人たちへの行政施策の狭間を補完する取り組みを地域全体で考え、支えていく体制を整備していく必要があります。

地域コミュニティ	地域住民が生活している場所に関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指す。
資源	生活上のニーズを充足するさまざまな物資や人材、制度、技能の総称。社会福祉施設や介護サービス、社会生活に関する情報提供なども含まれる。
地域包括ケアシステム	誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるため、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組み。
社会福祉法	社会福祉サービスの基礎をなす法律で、社会福祉の目的や理念、原理等を盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉の基礎構造に関する規定が定められている。

「第3次船橋市地域福祉計画」の計画期間が令和3年度に終了することから、少子高齢化の進行等による社会環境の変化や、生活困窮者自立支援法[※]の施行、社会福祉法の改正等の国や千葉県の動向を踏まえ、船橋市の実情に応じた計画の策定により、令和4年度以降の市の地域福祉に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に「第4次船橋市地域福祉計画」を策定します。

生活困窮者	生活困窮者自立支援法第3条第1項に定める「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」。
生活困窮者自立支援法	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずることを定めた法律。

(2) 地域福祉に関する法律等の近年の動向

年	国の動き	社会的な出来事	計画期間
平成 25 年	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書 (新たな生活困窮者支援制度の創設と生活保護制度の見直しを一体的に行う) 		第2次船橋市地域福祉計画
平成 26 年	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護保険法」改正 (地域包括ケアシステムの構築等) ・厚生労働省通知「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」 (計画の適切な部分に生活困窮者自立支援方策を位置づける) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次安倍内閣発足 ・消費税5%→8%に消費増税は17年ぶり 	
平成 27 年	<ul style="list-style-type: none"> ・「生活困窮者自立支援法」施行 (生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給等を行う) 		第3次船橋市地域福祉計画
平成 28 年	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省通知「社会福祉法人の『地域における公益的な取組』について」 ・「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定 (「地域共生社会」の実現を提唱) ・「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置 ・「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本地震 ・伊勢志摩サミット ・改正公職選挙法施行 選挙権18歳に引き下げ 	
平成 29 年	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」公布 ・「社会福祉法」改正 (「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念の規定、市町村による包括的な支援体制づくり、地域福祉計画の充実について提示) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次安倍内閣発足 ・九州北部豪雨災害 	
令和元年	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会(地域共生社会推進検討会)」設置→12月に「最終とりまとめ」を公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・「令和」に改元 ・消費税8%→10%に 	
令和2年	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」公布 ・「社会福祉法」改正 (重層的支援体制整備事業の創設等について規定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症感染拡大 	

4 地域共生社会について

我が国の社会福祉の分野においては、高齢者、障害のある人、子供、生活困窮者等、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援の提供を実現してきました。

その一方、社会構造の変化や既存の福祉制度では対応しきれない課題等を踏まえ、新たなアプローチが求められていることから、国では地域共生社会の実現を目標に掲げ、その具現化に向けたさまざまな改革に取り組んでいます。

国が掲げる「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会とされています。

また、「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会最終とりまとめ（令和元年12月26日）」では、市町村における包括的な支援体制の整備の在り方として、「断らない相談支援（本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援）」、「参加支援（本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援等を提供することで社会とのつながりを回復する支援）」、「地域づくりに向けた支援（地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援）」の3つの支援を一体的に行うことが必要とされており、令和2年度に改正された社会福祉法において、「重層的支援体制整備事業」が新たな事業として創設されました。

<地域共生社会>

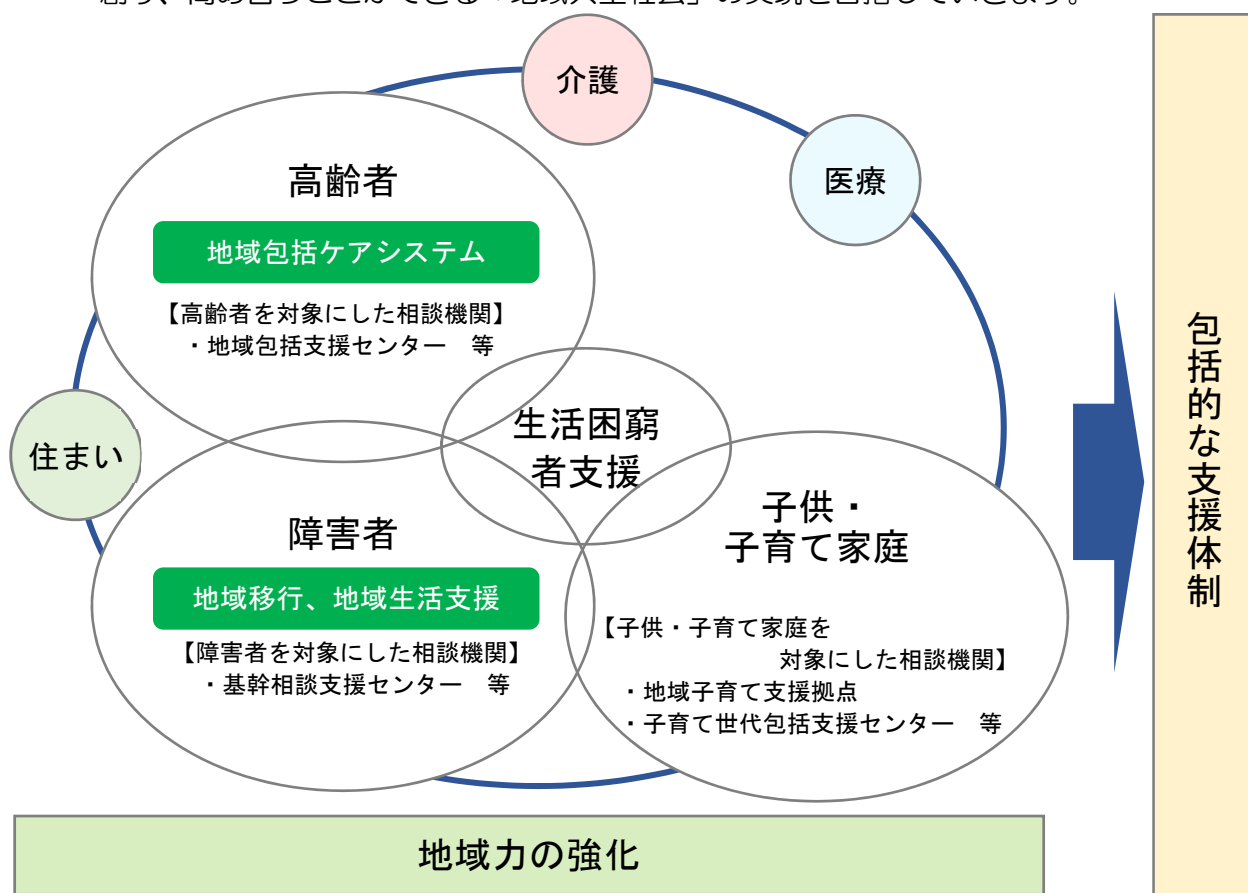
制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

地域共生社会の考え方は、本市で第1次船橋市地域福祉計画より推進してきた共助社会の構築にも通じています。

また、第3次船橋市地域福祉計画であらたな取り組みとしてこれまで進めてきた「ボランティアの充実のための検討」では、「たすけあいの会[※]」を始めとした、地域での助け合い活動の促進等、他人ごとになりがちな地域課題を「我が事」として捉えていく地域づくりを推進してきました。

同じく、あらたな取り組みとして進めてきた「生活困窮者自立支援の取り組み」では、対象を限らないワンストップの相談窓口である「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」[※]において、生活困窮者自立支援法に基づく支援事業を併せて実施することで、さまざまな事情で生活に困窮する人に対し、一人ひとりの状況に応じて寄り添いながら支援をする体制を推進してきました。

今後も地域住民、福祉等の関係機関及び行政等、多様な主体が連携・協働し、地域福祉をいわば共同運営することで、市民一人ひとりが地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指していきます。



たすけあいの会

日常生活のちょっとした困りごとや困っている人の生活を支援するための家事援助等を近隣の住民同士で行う「助け合い活動」を行うための団体。

「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」

対象を限らないワンストップの相談窓口として、福祉サービスのコーディネーター、福祉の総合相談に応じ、また、生活困窮に関する相談・支援を行っている（P121 参照）。

5 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、住み慣れた地域において、高齢者、障害のある人、子供等の分野ごとの縦割りではなく、各々の実情に応じた形で、地域住民、福祉等の関係機関及び行政等が一体となって地域福祉を推進するための仕組みづくりに取り組むための行政計画といえます。

これは、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけられており、①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項、⑤地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項について一体的に定めるものとされています。

いわゆる社会福祉基礎構造改革の成果として、平成12年に社会福祉事業法が社会福祉法と改正され、「地域福祉の推進」が社会福祉の基本理念の一つに位置づけられました。

これよりわが国の福祉政策は、個人の尊厳を尊重する視点から、市民一人ひとりの生活全体に着目し、地域での自立した生活を支援するという基本的な考え方に基づいて、たとえ障害があっても、また、要介護状態になっても、できる限り地域の中でその人らしい暮らしができるような基盤の整備を進めています。

さらに、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進し、地域包括ケアシステムを強化するため、社会福祉法の一部を改正し、市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として地域福祉計画が位置づけられました。また、地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備や住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制づくり、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制づくりに努めることとされています。

船橋市地域福祉計画は、市における地域福祉推進の基本方針であり、また、地域福祉に関する施策を推進するための共通理念と取り組みの方向性を示しています。

そのようなことから、他の分野別の福祉関連の行政計画や施策に横串をさし、各々を総合的・包括的に推進していくことが地域福祉計画の特色といえます。さらに、本市の地域福祉計画においては、「市民の参加」を重要なポイントのひとつとして捉えています。



【参考】 社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 （略）

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業[※]を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

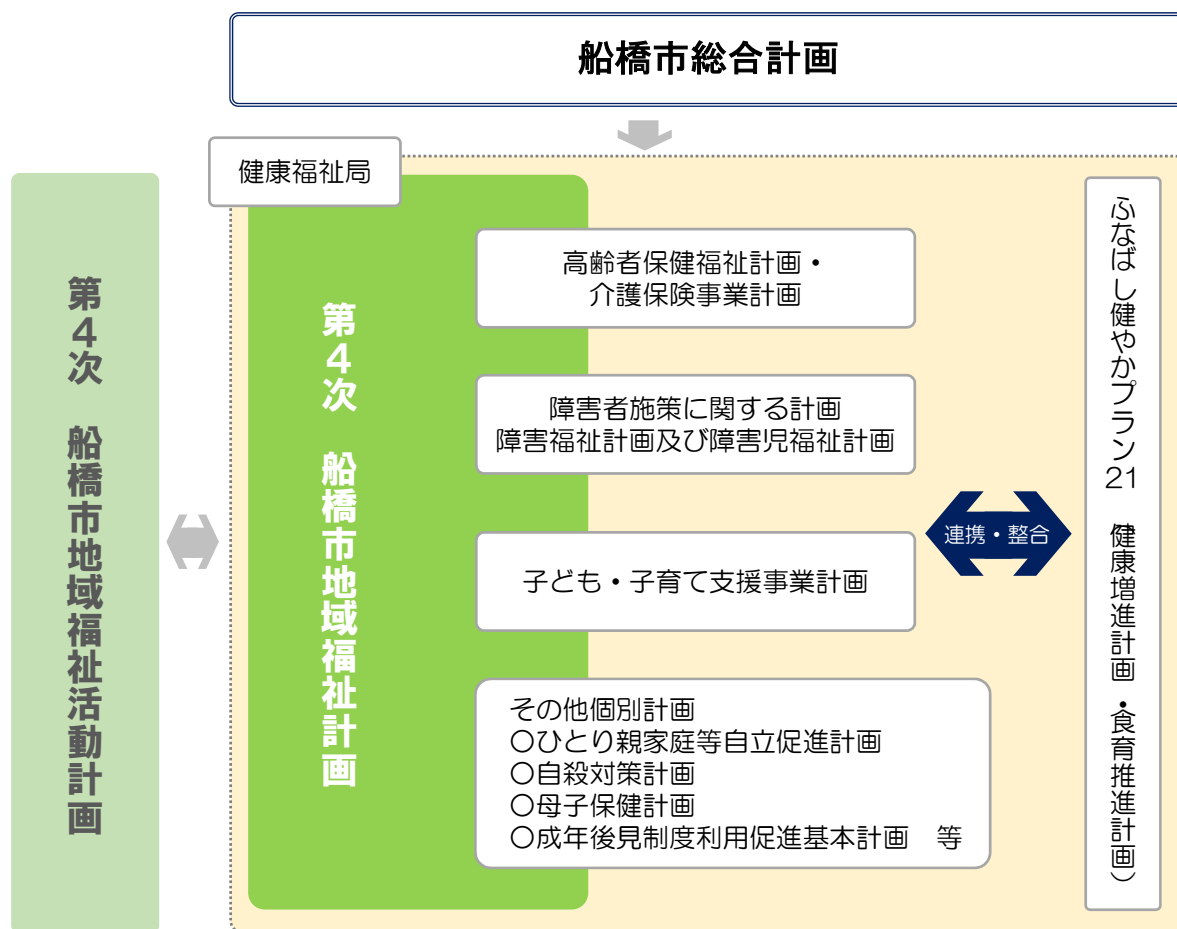
自立相談支援事業 生活に困りごとや不安を抱えている場合の地域の相談窓口で、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、自立に向けた支援を行う。

(2) 他計画との関連

本計画は、市の最上位計画である船橋市総合計画[※]や、県が策定する千葉県地域福祉支援計画との整合を保ちながら策定しました。また、地域福祉を推進する観点から、高齢者、障害のある人、子供等、福祉分野の個別計画の基盤とするとともに、防犯や防災、まちづくり等、地域福祉の推進において関連がある分野との連携も図ります。

なお、地域福祉計画は福祉分野の上位計画として位置づけられていますが、本計画では地域福祉に関連の深い事業等について進捗管理することとし、それ以外の事項については個別計画で進捗管理するものとし、また、個別計画では網羅しきれない課題への対応や方向性、各福祉分野において共通して取り組む事項等について本計画ではまとめています。

計画の位置づけイメージ



船橋市総合計画

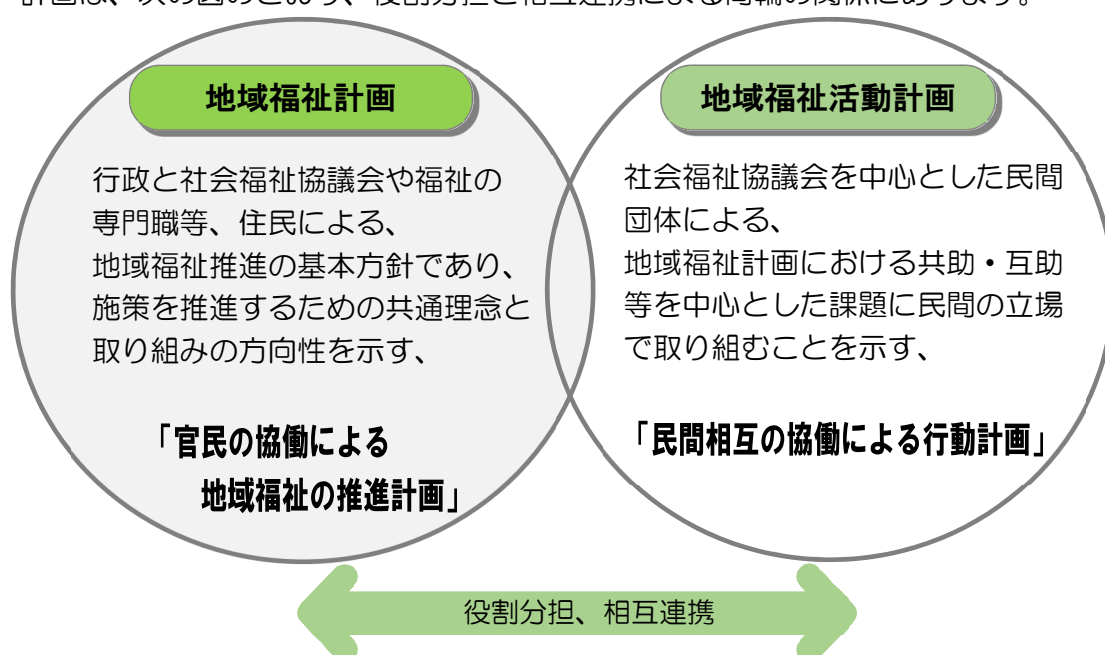
市の政策目標を示し、それを実現するための施策や事業を関連づけて総合的・体系的に取りまとめた計画で、基本構想・基本計画・実施計画から構成されている。

(3) 地域福祉活動計画との関連

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ること」と規定されている「社会福祉協議会」が中心となり策定する、民間の行動計画です。

「市民」「地域で福祉活動を行う者」「社会福祉を目的とする事業を経営する者」等が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な計画として、具体的な行動と関係機関の役割分担が明示されたもので、民間組織である社会福祉協議会の行動計画として策定します。

これは、本計画の掲げる「共助・互助」を推進していくこととも密接に関係し、両計画は、次の図のとおり、役割分担と相互連携による両輪の関係にあります。



【参考】 社会福祉法（抜粋）

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護^{*}事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

更生保護

犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防止、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助ける取り組み。

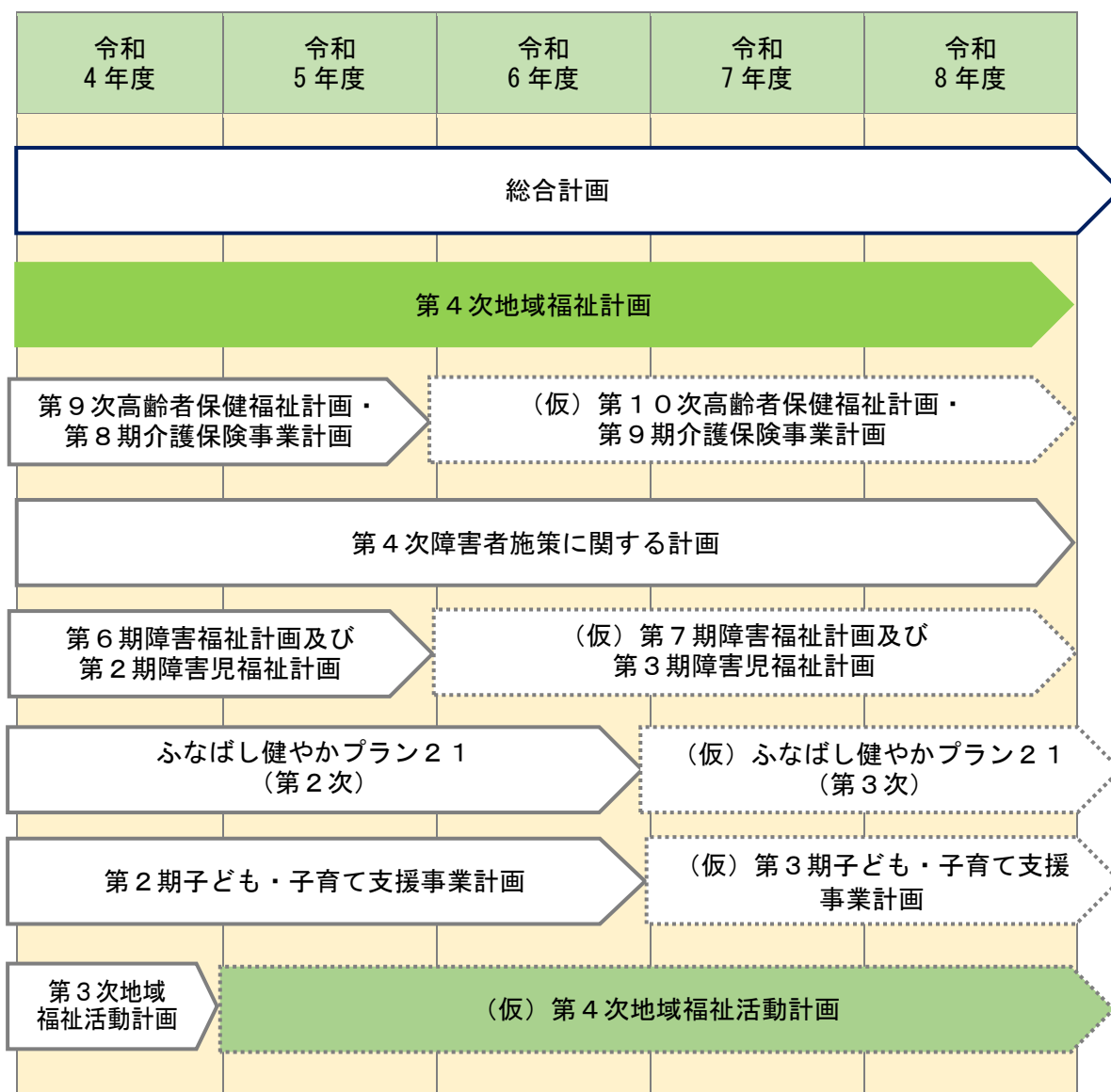
6 計画の期間

計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

ただし、社会経済情勢の変化や大きな制度の改正、地域の状況等を踏まえ、必要に応じて内容を見直します。

なお、前期の計画である第3次船橋市地域福祉計画においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、計画の期間を1年間延長し、平成27年度から令和3年度までとしました。

計画の期間



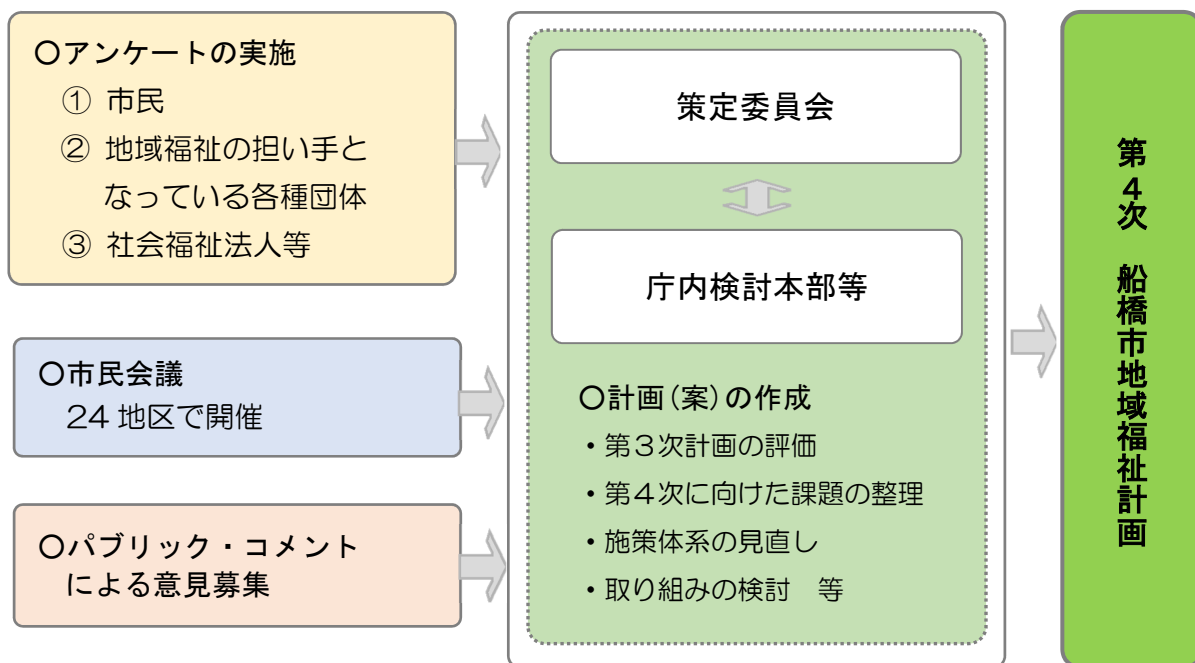
7 策定体制

本計画の策定にあたっては、地域福祉関係当事者等の意見を反映するとともに、地域をとりまく環境や実情等を踏まえた計画とするために、関係団体や学識経験者及び市民等を委員として設置した「船橋市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）」において、計画の策定を行いました。

また、本計画の内容は、何らかの手助けを必要としている人々に関わる施策をはじめ、保健・医療・福祉、教育・学習、就労・雇用、交通・住宅・環境等のさまざまな分野にわたります。このため、関係部局が緊密な連携を図るため、庁内の会議体である「船橋市地域福祉計画検討本部・部会・ワーキンググループ」を設置しました。

さらに、計画策定への住民参加[※]を実現するために、総合計画をはじめ市のさまざまな計画の参考とすることを目的に開催した「24地区市民会議」において、ワークショップ[※]形式で現状の課題や意見の整理を行うとともに、市民や関係団体等の声を反映するため、アンケートを実施し、地域の実情や意向・ニーズ等を踏まえた実効性のある計画策定のための基礎資料とし、計画の素案については、パブリック・コメント[※]を実施することで、市民の意見を広く聴取する機会を確保しました。

計画の策定体制



住民参加	行政の意思決定過程に住民が加わることであり、特に、地方自治体への参加を指して使われる。
ワークショップ	講師の話に参加者が一方的に聞くのではなく、参加者自身が討論に加わったり、体を使って体験したりする等、参加体験型、双方向性のグループ学習。
パブリック・コメント	市の重要な施策を策定するときに、その施策の案等を公表して広く市民等から意見を募集し、その意見を考慮して意思決定を行うこと。